

公 告

契約担当官
航空自衛隊第 6 航空団
会計隊長 小澤 亮佑

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 入札に付する事項：(1) 件 名：航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
(2) 履行期間：契約締結日～令和9年3月31日
(3) 履行場所：航空自衛隊小松基地
- 2 競争参加資格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供等」のD等級以上の格付をされた東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班
- 4 入札場所：航空自衛隊小松基地基地業務群会計隊入札室
(当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。)
- 5 入札日時：令和 8 年 8 月 27 日 10時00分
- 6 保証金：(1) 入札保証金……予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金……予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 7 入札の無効：2の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 契約書等作成の要否：要
- 10 決定方法：総額
- 11 契約方法：確定
- 12 郵便入札の許否：許
郵便入札を希望する者は担当へ連絡のうえ、令和8年8月26日 17時まで
に小松基地会計隊に必着のこと。
(入札書は入札件名を記入した内封筒に入れ、外封筒に同封して郵送願います。)
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱い
になりますのでご了承ください。
- 13 説明会：無
- 14 受付：入札に参加を希望される方は、下記へ連絡をお願いします。
連絡先：会計隊契約班 担当：中崎
電話番号 0761-22-2101 (内線239)

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和8年8月27日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

住 所
会 社 名
代表者名
代 理 人

入札金額 ¥ (税抜)

履 行 期 間	契約締結日～令和9年3月31日	履 行 場 所		航空自衛隊小松基地	
品 名 （ 件 名 ）	規 格	入札			
		単位	数 量	単 価	金 額
航空保安無線施設等に 係る雷害対策調査	仕様書のとおり	式	1		
	－ 以 下 余 白 －				
備 考	入札金額は税抜金額を記入				

航 空 自 衛 隊 小 松 基 地 仕 様 書

仕様書の番号	内容による分類	役務仕様書	
	性能による分類	個別仕様書	
物 品 番 号		仕様書番号	令和 8 - 整 - 3
品 名 又 は 件 名	航空保安無線施設等に 係る雷害対策調査	承 認	令和 8 年 6 月 4 日
		作 成	令和 8 年 6 月 4 日
		改 正	
		作 成 部 隊 等 名	小松基地 小松管制隊
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、航空自衛隊が実施する航空保安無線施設等（以下，“無線施設”という。）の雷害対策を講じる上で必要となる，無線施設に係る雷害対策調査（以下，“本調査”という。）について規定する。			
1.2 用語の定義			
この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2，及び J I S Z 9 2 9 0 雷保護の 3 による。			
1.3 種類			
引用文書等は、次による。			
a) 引用文書			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。 なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、3)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。			
1) 規格			
J I S A 4 2 0 1 建築物等の雷保護			
J I S C 5 3 8 1 低圧サージ防護デバイス			
J I S Z 9 2 9 0 雷保護			
2) 仕様書			
C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書			
3) 法令等			
建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）			
消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）			
著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）			
航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和 5 7 年航空自衛隊達第 5 号）			
防衛施設設備設計要領（防整技第 6 3 8 8 号 令和 4 年 3 月 3 1 日 別冊）			

品名又は件名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
b) 関連文書 建築設備計画基準（令和6年3月8日 国営設第157号） 建築設備設計基準（令和6年3月8日 国営設第159号） 自衛隊施設の強靱性確保に関する基本的事項について（通達）「注意」（防整技（事）第343号 令和5年9月21日） 自衛隊施設の強靱性の確保に関する基準について（通知）「注意」（防整技第19714号 令和5年9月21日） 自衛隊施設の強靱性の確保に関する手引きについて（通知）「注意」（防整技第20562号 令和5年10月4日） IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 令和3年1月21日） 2 基地内共通事項及び一般共通事項 令和8年度施設工事及び施設役務に係る共通事項による。 3 調査に関する要求 履行場所 航空自衛隊小松基地小松管制隊航空保安無線等施設（細部は図面による。） 調査場所 （細部は図面による。） 3.1 調査の前提 本調査は、無線施設に雷害対策を講じるため、無線施設の雷保護（LP）の現況を調査し、調査報告書を作成する。調査の前提は、次による。 a) 調査の対象となる無線施設は、調達要領指定書による。 b) 各無線施設のLPは防衛施設設備設計要領に定める対象レベルL1を基準とし、適合の有無について調査する。 c) 避雷設備の設置基準については建築基準法及び消防法のほか、防衛施設設備設計要領の定めによる。 d) 外部雷保護システムの保護レベルは、JIS Z 9290における雷保護レベルIに準拠するものとする。 e) 上記のほか、技術的及び経済的に最適な雷保護を優先する。 3.2 調査実施計画書の作成等 a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した調査実施計画書を作成するものとする。 1) 実施予定表 2) 実施体制 3) 調査実施要領	

品名又は件名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
4) その他 b) 契約の相手方は、調査実施計画書（案）作成し、速やかに説明会を実施し、監督官の確認を受けるものとする。説明会は監督官が指定するオンライン会議によるものとし、説明会終了後、所要の修正を実施した上で、調査実施計画書を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。 3.3 調査 3.3.1 現地調査 契約の相手方は、調査実施計画書に基づき、現地調査を実施するものとする。なお、調査の実施に必要な器材は、契約の相手方が準備するものとする。現地調査の内容は、次による a) 本調査の対象となる無線施設のLPの現況調査 b) 本調査の対象となる無線施設の雷害対策に係る無線施設周辺の調査 c) 調査報告書等に使用する写真の撮影 3.3.2 調査の内容 調査の内容は、次による。 3.3.2.1 雷害対策の整理 防衛設備設計要領に基づきLPを整理し、無線施設毎に以下について取りまとめるものとする。 a) 外部雷保護 b) 内部雷保護 c) 低圧サージ保護デバイス（SPD） d) 接地 3.3.2.2 雷害対策の検討 3.3.2.1を踏まえ、本調査の対象となる無線施設のLPの現況に対する雷害対策を検討するものとする。細部は、次による。 a) 3.3.1で得られた成果を基に、各無線施設のLPの現況及び問題点を取りまとめること。 b) a)で得られた問題点の改善に必要な雷害対策について取りまとめること。 c) 各無線施設の雷害対策の概要について作図を行うこと。 d) 雷害対策に必要な設備資材を選定し、数量を算出すること。また、選定根拠を明らかにすること。 e) 無線施設の雷害対策を講じるために必要となる概算費用を算出すること。 3.3.2.3 問題点及び懸念事項等の抽出 3.3.2.2で導出された雷害対策の実施に係る問題点及び懸念等となる事項を抽出して、取りまとめるものとする。	

品名又は件名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
3.3.4 調査結果の報告 契約の相手方は、監督官が指定するオンライン会議による中間報告会及び調査結果報告会を実施するものとする。中間報告会及び調査結果報告会の実施時期は、調達要領指定書による。なお、中間報告会実施までに中間報告資料（案）を作成するものとし、中間報告会実施後、所要の修正を実施した上で、速やかに中間報告資料を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。 3.4 品質管理 品質管理は、次による。 a) 提出書類及び納入品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものでなければならない。 b) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、貸付文書について a)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わないものとする。 4 監督・検査 監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。 5 その他の指示 5.1 提出書類 契約の相手方は、監督官の確認を受けた上で表 1 に示す提出書類を提出するものとする。	

品名又は件名 航空保安無線施設等に係る雷害対策調査

表 1－提出書類

名 称	数量、単位及び媒体	秘等区分	提出先	提出時期
調査実施計画書	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	契約締結後速やかに
中間報告資料	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	中間報告会実施後速やかに

5.2 納入品

契約の相手方は、表 2 を納入するものとする。

表 2－納入品

名 称	数量、単位及び媒体	秘等区分	納 入 先	納 期
調査報告書	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	調達要領指定書による。

5.2.1 提出書類等の書式

調査実施計画書及び調査報告書等は、日本産業規格 A 列 4 番を縦に使用し、ワード・プロセッサにより浄書したものとする。ただし、これにより難しい場合(図表、画像及び写真)は、他の様式を併用することができる。

5.2.2 提出書類等作成の留意事項

本調査に使用した文献及び参考資料は、調査報告書に記載するものとする。

5.3 貸付文書

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.2.2 b)に基づき、本調査において官側が必要と認めた文書及び資料(以下、“文書等”という。)について、無償で貸付けを受け又は閲覧することができる。また、文書等は貸付け又は閲覧時における最新版とし、文書等が更新された場合は、最新版の文書等の貸付けを受け又は閲覧をすることができる。なお、文書等の貸付場所及び返納場所については、官側の指定する場所とする。また、貸付時期は、官側との調整によるものとし、貸付期間は契約納期までとする。なお、貸付文書は、本調査の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

5.4 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、無償で官側の支援を受けることができる。この場合、速やかに契約担当官等に申請する。

a) 官側の施設、設備等の使用

品名又は件名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
b) 部隊等における意見徴収 c) その他、官側が必要と認めた事項 5.5 著作権その他の権利 著作権その他の権利は、次による。	
a) 契約の相手方は、調査報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権その他の権利（産業財産権及び営業秘密）（以下、“知的財産権”という。）を侵害することのないよう、必要な処置を講じるものとする。	
b) この契約において作成した調査報告書が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。	
c) この契約において作成され、納入物となる調査報告書の著作物において著作権等〔著作権法に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権をいう。〕が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。	
1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保される。	
2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、契約の時点で適用外著作権が確定している部分を除き、官側に譲渡する。	
3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除く調査報告書に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。	
4) 契約の相手方は、調査報告書の納入時に付紙1及び付紙2をそれぞれ作成し、監督官に1部提出する。	
5) 契約の相手方は、調査報告書に関する適用外著作権等を主張する場合は、付紙3を作成し監督官に1部に提出する。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受ける。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を監督官に1部に提出する。	
d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。	
e) 契約の相手方は、本調査により得られた成果を、官側の許可なく、公表又は第三者へ譲渡してはならない。	
5.6 情報保全 情報保全は、次による。	

品名又は件名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
a) 契約の相手方が、第三者に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に定める特約条項によるものとし、所要の届出を実施するものとする。	
b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。	
5.7 立入制限場所への立入	
契約の相手方が、2.3.1 の現地調査の実施に当たり、部隊等の長が定めた立入禁止区域へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。	
5.8 仕様書の疑義	
この仕様書に対して疑義を生じた場合は、その内容について監督官の所掌事務に関する事項については監督官と、検査官の所掌事務に関する事項については検査官と、その他の契約に関する事項の疑義については契約担当官とそれぞれ協議するものとする。	

調査報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数 量 ・ 単 価			
単 価		認証番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の上、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものとします。

調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数 量 ・ 単 価			
単 価		認証番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

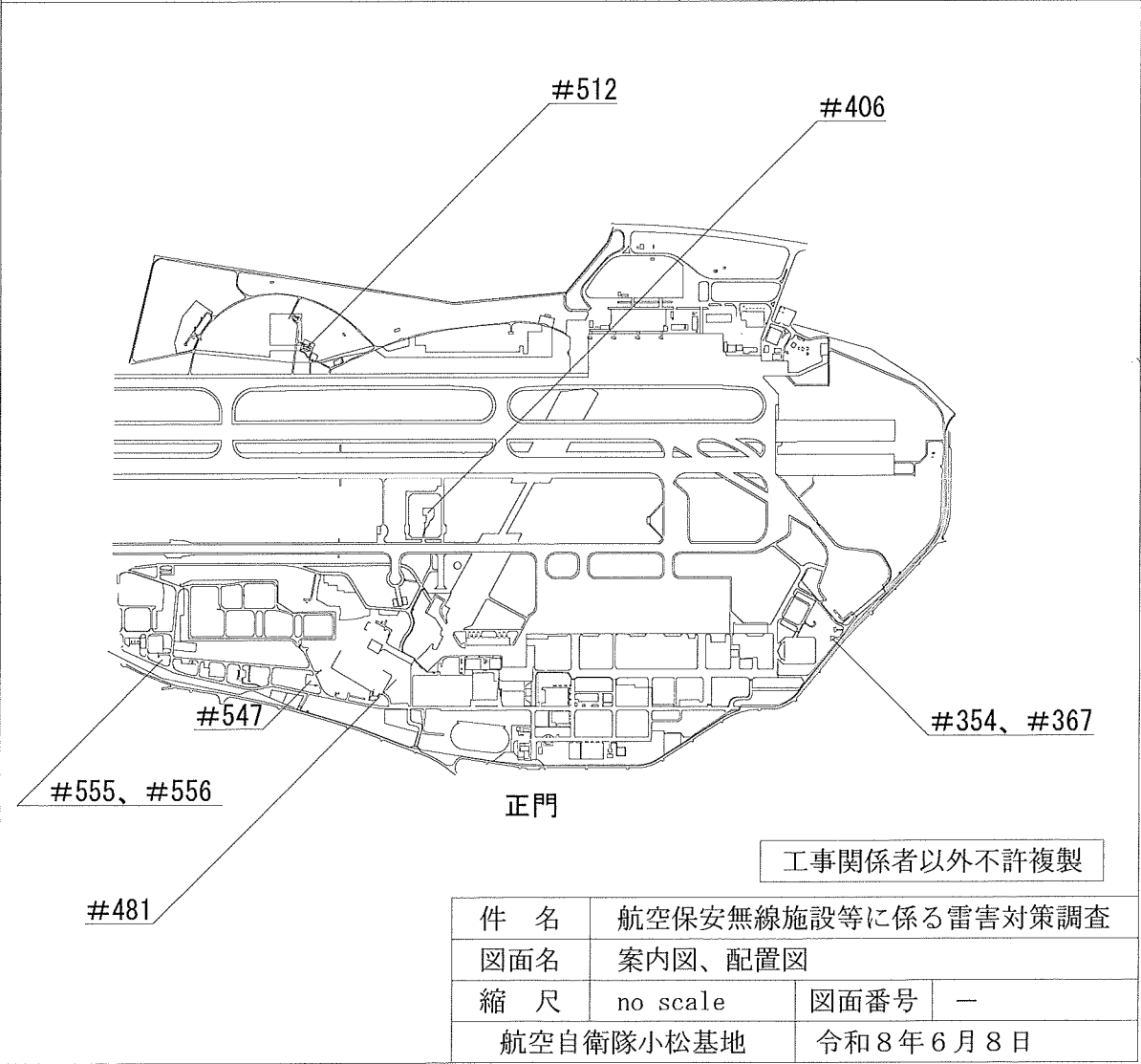
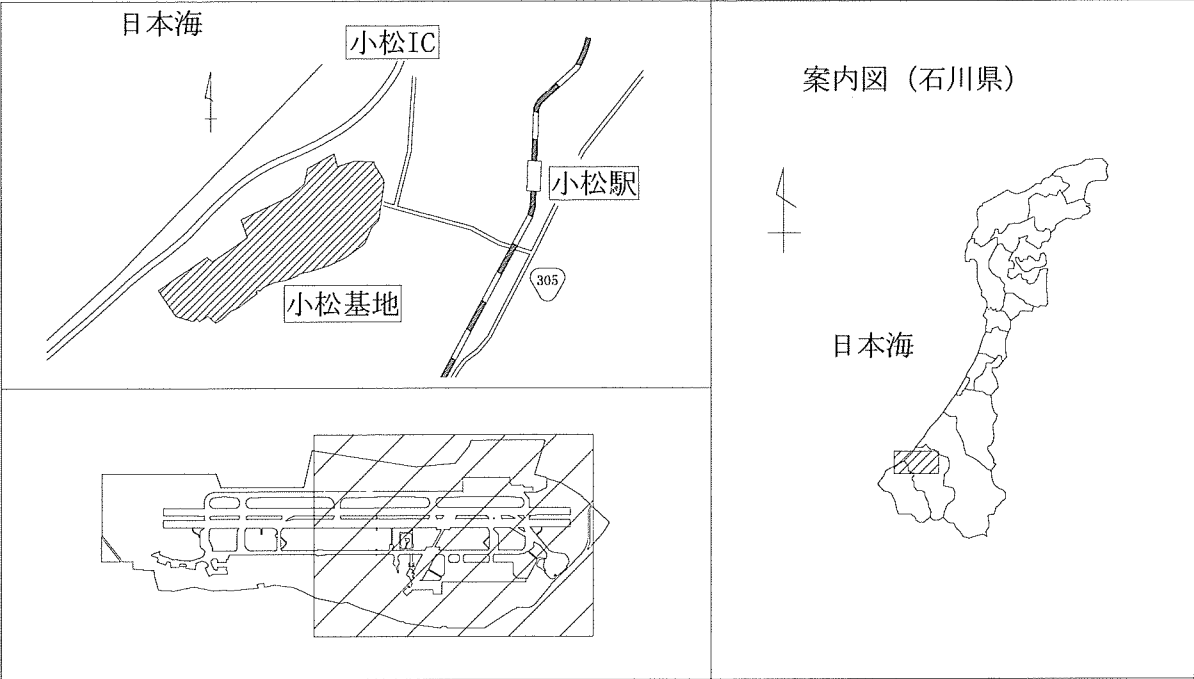
なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書きにより，乙に留保される著作権の内訳は，次のとおりです。

該 当 範 囲	
該 当 箇 所	
理 由	

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号		7																									
	調 達 要 求 番 号		小松管制隊 令和8-4																									
	調 達 要 求 年 月 日		令和8年6月29日																									
	作 成 部 課		小松基地 小松管制隊																									
	作 成 年 月		令和8年6月4日																									
品 名		航空保安無線施設等に係る雷害対策調査																										
仕 様 書 番 号		令和8-整-3																										
1 調査対象無線施設																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物番号</th> <th>構造及び延べ床面積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 5 5</td> <td>S R C構造 3 2 4 . 3 4 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 5 6</td> <td>R C構造 1 3 8 5 . 5 8 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 4 7</td> <td>R C－S構造 4 6 2 . 4 1 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 8 1</td> <td>R C構造 2 1 2 . 5 m²</td> <td>図面による調査のみ 令和8年度換装</td> </tr> <tr> <td>4 0 6</td> <td>R C－S構造 2 8 8 . 9 2 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 1 2</td> <td>R C構造 1 0 4 . 4 8 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 5 4 3 6 7</td> <td>R C構造 1 5 7 . 5 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					建物番号	構造及び延べ床面積	備 考	5 5 5	S R C構造 3 2 4 . 3 4 m ²		5 5 6	R C構造 1 3 8 5 . 5 8 m ²		5 4 7	R C－S構造 4 6 2 . 4 1 m ²		4 8 1	R C構造 2 1 2 . 5 m ²	図面による調査のみ 令和8年度換装	4 0 6	R C－S構造 2 8 8 . 9 2 m ²		5 1 2	R C構造 1 0 4 . 4 8 m ²		3 5 4 3 6 7	R C構造 1 5 7 . 5 m ²	
建物番号	構造及び延べ床面積	備 考																										
5 5 5	S R C構造 3 2 4 . 3 4 m ²																											
5 5 6	R C構造 1 3 8 5 . 5 8 m ²																											
5 4 7	R C－S構造 4 6 2 . 4 1 m ²																											
4 8 1	R C構造 2 1 2 . 5 m ²	図面による調査のみ 令和8年度換装																										
4 0 6	R C－S構造 2 8 8 . 9 2 m ²																											
5 1 2	R C構造 1 0 4 . 4 8 m ²																											
3 5 4 3 6 7	R C構造 1 5 7 . 5 m ²																											
2 無線施設の場所 航空自衛隊小松基地内（石川県小松市）（図面による） 図 航空自衛隊小松基地案内図																												
3 提出書類の提出先																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>媒体</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査実施計画書</td> <td>1</td> <td>部</td> <td>紙</td> <td>航空自衛隊 小松管制隊</td> </tr> <tr> <td>中間報告資料</td> <td>1</td> <td>部</td> <td>紙</td> <td>航空自衛隊 小松管制隊</td> </tr> </tbody> </table>					名 称	数量	単位	媒体	提出先	調査実施計画書	1	部	紙	航空自衛隊 小松管制隊	中間報告資料	1	部	紙	航空自衛隊 小松管制隊									
名 称	数量	単位	媒体	提出先																								
調査実施計画書	1	部	紙	航空自衛隊 小松管制隊																								
中間報告資料	1	部	紙	航空自衛隊 小松管制隊																								
4 納入品の納入先及び納期																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>媒体</th> <th>納入先</th> <th>納期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">調査報告書</td> <td>1</td> <td>EA</td> <td>DVD</td> <td rowspan="2">航空自衛隊 小松管制隊</td> <td rowspan="2">令和9年3月31日</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>部</td> <td>紙</td> </tr> </tbody> </table>					名 称	数量	単位	媒体	納入先	納期	調査報告書	1	EA	DVD	航空自衛隊 小松管制隊	令和9年3月31日	1	部	紙									
名 称	数量	単位	媒体	納入先	納期																							
調査報告書	1	EA	DVD	航空自衛隊 小松管制隊	令和9年3月31日																							
	1	部	紙																									



令和 8 年度
施設工事及び施設役務に係る共通事項

1 基地内共通事項

小松基地（以下「基地」という。）における工事及び役務（以下「工事等」という。）の契約相手方（以下「請負者」という。）は、基地内において法令、基地諸規則及び以下に示す事項を遵守し、監督官の指示に従い、行動しなければならない。

- (1) 建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等についての運用について（防衛施設第 3763 号令和 2 年 3 月 17 日）別紙第 3 項第 1 号に該当する者は、入札参加を認めないものとする。
- (2) 基地及び基地の施設への立入りに関し、基地諸規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。特に国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定している国等の作業員は基地への立入りは許可されない。
- (3) 施工現場以外へは立入らないほか、基地内での行動の細部は監督官の指示に従うものとする。
- (4) 施工現場において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合、給水等使用申請書を監督官に提出するものとし、給水等使用料金の納付に係る契約手続について、契約担当官と調整するものとする。
- (5) 基地内における写真撮影は、施工等に必要な場所及び内容だけとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、完成（完了）検査終了後、完全に当該データを消去し、保持しないものとする。
- (6) 工事等に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し処理するものとし、完成（完了）検査終了後、当該データを消去し、保持しないものとする。
- (7) 基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。

2 一般共通事項

(1) 一般事項

ア 工事等は、本共通事項、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）によるほか、公共建築（改修）工事標準仕様書、土木工事共通仕様書、防衛施設共通仕様書、建築保全業務共通仕様書及び基地諸規則の定めるところに従い、遺漏なく実施するものとする。ただし、工事等に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い、実施するものとする。

イ 工事等の着手に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による工事等の誤りや遅滞などを避けなければならない。

ウ 工事等目的物の一部を引き渡し前に官側が使用する必要がある場合は、請負者の承認を得るものとする。

なお、完成（完了）検査前に使用者の過失によって破損等が生じたものについての修繕は施工範囲外とする。

エ 基地への入出門時間は、平日 8 時 15 分から 17 時 00 分までとし、この時間外（休養日及び休日を含む。）における入出門は、監督官と協議するものとする。

オ 基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。

(2) 工事等の実施に係る事項

ア 法令の遵守及び官公庁への手続

請負者は、工事等に当たり、工事等に関する諸法令を遵守し、工事等の円滑

な進行を図るとともに、工事等のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、請負者の責任において迅速に処理しなければならない。

なお、これらの手続に要する費用は、すべて請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

イ 施工現場管理

- (ア) 請負者は、工事に関する下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可書等の写しを施工現場に備えるとともに、監督官に提出する。

なお、提出時期は着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

- (イ) 請負者は、施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を監督官に提出するものとする。

- (ウ) 請負者は、建設業法に基づき管理技術者又は主任技術者を配置するものとする。

ウ 安全管理

- (ア) 請負者が指定する現場代理人は常駐を原則とし、現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行う。ただし、別に責任者を定めた場合は、監督官に通知するものとする。

- (イ) 現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に工事等の安全に留意するとともに、事故と災害の防止に努めなければならない。

- (ウ) 現場代理人は、常に施工現場の整理整頓を行い、特に、危険箇所の点検を行う等、事故の未然防止に努めなければならない。

- (エ) 火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督官の承認を得るものとし、適切な消火設備及び防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずるものとする。

エ 養生

請負者は、施工現場の以下のものについて、適切な方法で養生をするものとする。

- (ア) 未使用の機械及び材料

- (イ) 施工済の部分

- (ウ) 既存部分

- (エ) 汚染又は損傷のおそれがあるもの

オ 清掃及び後片付け

請負者は、工事等の完成（完了）に際し、当該工事等に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

カ 他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、工事等において、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、損傷させた場合、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を行い完全に復旧するものとする。

キ 軽微な変更

請負者は、工事等に際し、位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び工期については、変更しないものとする。

ク 疑義

請負者は、設計図書の内容に不明がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合、すべて監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然施工

すべき事項は、請負者の責任において行うものとする。

ケ 工程表

(ア) 請負者は、施工に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。

コ 施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本等は、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承認を受けなければならない。

なお、指定色等は、監督官の指示によるものとする。

サ 材料

(ア) 仮設材及び特に記載されたもの以外の材料は、努めて「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に該当する新品の物品等とし、監督官の検査を受けて合格したものを使用するものとする。

(イ) 材料は、試験成績表及び見本等を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。

なお、材料の規格等は、仕様書又は監督官の指示によるものとする。

(ウ) 仕様書に記載された材料のうち同等品を使用する場合、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。

シ 工事等写真

(ア) 請負者は、設計図書に適合して施工されたことを確認できるように施工前、施工中及び施工後並びに施工に伴い構造上隠ぺいされる部位を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官に提出するものとする。

(イ) 写真撮影に当たっては、原則として、工事等名、工種、撮影部位、規格・寸法、撮影時期、施工状況及び請負者名等を黒板（白板）文字が判読できるように写すものとする。

ス 発生材

(ア) 発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づいて適正に処分するものとする。

(イ) 工事等により生じた発生材の運搬は、請負者の責任において行わなければならない。

(ウ) 発生材のうち金属屑は、監督官の指示する場所へ集積するものとする。

(エ) 請負者は、集積した金属屑を品目ごとに分別し、重量を計測後、発生材調書を作成し、状況写真とともに、監督官に提出するものとする。

(オ) 金属屑以外の発生材は、産業廃棄物処理施設で適正に処分し、産業廃棄物管理票等（E票）の写しを完成（完了）検査前までに監督官に提出するものとする。

(カ) 完成（完了）検査前までに、産業廃棄物管理票等（E票）の写しを提出不可能な場合は、産業廃棄物管理票等（B2票）の写しを提出し、完成（完了）検査を受けるものとする。ただし、工期外であっても、確実に産業廃棄物管理票等（E票）の写しを提出するものとする。

セ 設計図書の取扱い

設計図書は、工事等の目的以外に第三者に対して複製、貸与及び閲覧させてはならない。

なお、設計図書は、完成（完了）検査終了後、速やかに返却するものとする。

(3) 検査等に係る事項

ア 監督官による確認

請負者は、地下に埋設する工事等及び完成（完了）後外面から明視することができない工事等をするときは、監督官の立会いのもとで施工するものとする。ただし、施工の記録、工事等写真及び見本等により、施工の状況について確認できる場合は、この限りではない。

イ 検査官による完成（完了）検査

(ア) 請負者は、工事完成又は役務完了の際は、監督官と調整の上、工事については工事完成検査願を、役務については役務完了検査願を監督官に提出するものとする。

(イ) 請負者は、原則として監督官及び請負者立会いのもと、完成又は完了した工事等目的物について、契約書、設計図書及びその他の関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。

(ウ) 請負者は、完成検査又は完了検査に際し、手直しが生じた場合、直ちに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

(4) 提出書類

請負者は、次に示す書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除くことができる。

書類名	提出期限	様式
入門許可申請書	契約後速やかに	官側
現場代理人及び主任技術者指名通知書	着手前	官側
工程表	着手前	随意
施工計画書及び施工体制台帳	着手前	請負者
材料検査簿	都度	官側
出荷証明書及び品質等証明書	都度	請負者
発生材調書	都度	官側
産業廃棄物管理票等（写し）（排出事業者が基地の場合は原本）	都度	請負者
工事日誌又は役務日誌	都度	官側
工事写真又は役務写真	都度	請負者
工事完成通知及び工事完成検査願又は役務完了通知及び役務完了検査願	完成（完了）後	官側
引渡書	完成検査後	官側
建築業の許可等の写し	着手前、体制変更時	請負者
その他監督官が指示する書類	都度	官側

委 任 状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 航空保安無線施設等に係る雷害対策調査

令和8年8月27日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

(見 本)

入 札 書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和 〇年 〇月 〇日

住 所 石川県〇〇市〇〇町〇〇

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸

殿

会 社 名 株式会社 〇〇

代表者名 代表取締役 佐藤 太郎

代 理 人 山田 次郎

入 札 金 額 ￥ 999,999.-

押印不要

納 期		令和 〇年 〇月 〇日		納 地		航空自衛隊小松基地	
品 名（ 件 名 ）		規 格		入 札			
				単 位	数 量	単 価	金 額
〇〇〇〇		〇〇〇〇		式	1		999,999
		- 以下余白 -					

入札にあたっての注意事項

・郵便入札で参加される場合は、委任状は不要です(入札書の代理人欄への記入も不要)。

備 考	入札金額は税抜金額を記入
-----	--------------

(見 本)
委 任 状

当社は、 山田 次郎 を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 ○○○○

令和 ○年 ○月 ○日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住 所 石川県○○市○○町○○

会 社 名 株式会社 ○○

代 表 者 名 代表取締役 佐藤 太郎